

【7】

林業労働力緊急確保対策奨励事業実施要領

(趣 旨)

第1条 林業事業体が新たに就業者を雇用した場合に助成金を交付するため、一般財団法人長野県林業労働財団（以下「財団」という。）業務細則に基づいて行なう助成事業は、この要領により実施する。

(定 義)

第2条 「算定基準日」とは、助成金の交付を受けようとする年度において、雇用保険の被保険者である林業就業者の人数を算定する日をいう。

2 「前年度基準日」とは、助成金の交付を受けようとする年度の前年度において、雇用保険の被保険者である林業就業者の人数が最も多い月の末日をいう。

(助成対象者及び助成金の額)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する林業事業体とする。

(1) 助成金の対象となる林業就業者は、当該年度の4月1日以降に新たに雇用された林業就業者で以下の要件を満たした者とし、対象人数は、算定基準日における雇用保険被保険者数から、前年度基準日の雇用保険被保険者数（前年度に定年退職した者を除いた雇用保険被保険者数）を減じた人数とする。

(2) 次の要件のいずれにも該当する林業就業者。

① 1か月以上継続して雇用した者。

② 1日の所定労働時間が通常の労働者と同等の労働契約を締結し、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上である者。

③ 雇用保険の被保険者である者。

(3) 助成金の額は、助成対象者に支給される賃金及び手当の総額に助成率を乗じて算出した額とする。

(4) 助成金の交付申請及び実績報告に必要な労働関係帳簿（出勤簿、賃金台帳等）を整備し、事業終了後5年間保管していること。

(助成対象経費、助成率及び上限額)

第4条 助成金の補助対象経費、補助率及び上限額は、次のとおりとする。

(1) 助成対象経費

① 基本給（能力、職種、年齢などを要素に事業者が決めた賃金）

② 時間外、休日労働、深夜労働等割増賃金

③ 通勤手当

④ その他手当（家族手当、住宅手当等属人的な手当）

(2) 助成率は補助対象経費の2分の1以内

(3) 助成上限額

- ① 対象者1人につき3か月以上雇用された場合は、上限額36万円
 - ② 対象者1人につき2か月以上3か月未満雇用された場合は、上限24万円
 - ③ 対象者1人につき1か月以上2か月未満雇用された場合は、上限12万円
- (4) 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは助成対象としない。
- ① 当該年度中に助成金の交付を受けている林業就業者
 - ② 当該事業の対象経費に対して他の補助金又は交付金等の交付を受けている林業就業者
 - ③ 当該年度中の「緑の雇用」担い手確保支援事業及び「緑の雇用」新規就業者育成事業の対象者

(事業の実施)

第5条 財団理事長(以下「理事長」という。)は、様式第7-1号により事業体へ事業の実施を明らかにする。

(計画承認申請)

第6条 事業を実施しようとする事業体は、計画承認申請書(様式第7-2号)を理事長に提出するものとする。

(計画承認)

第7条 理事長は、第6条による計画承認申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、計画が適当であると認めたときは、計画の承認(様式第7-3号)を行う。

- 2 理事長は、第1項の計画承認をする場合、助成金の目的達成のために必要があるときは、条件を付することができる。

(助成金交付申請)

第8条 計画の承認を受けた事業体(以下「事業実施主体」という。)は、事業が完了したときは、次に定める期日までに助成金交付申請書(様式第7-4号)を理事長に提出するものとする。

- 2 交付申請書の提出日は、6月末日、9月末日、12月末日、3月5日までとする。

(添付書類)

第9条 事業実施主体が理事長に提出する申請書等の添付書類は、別表1に掲げるものとする。

(助成金の交付決定及び額の確定)

第10条 理事長は、助成金交付申請書の内容を審査し、予算の範囲内において助成金の交付決定と額の確定を行い、申請者に通知する。(様式第7-5号)

(助成金交付請求書)

第11条 事業実施主体は、理事長から助成金の交付決定及び額の確定の通知があったときは、速やかに助成金交付請求書（様式第7-6号）を提出するものとする。

(助成対象経費の控除)

第12条 当該事業の助成対象経費について、他の団体（国等）から助成等を受けた場合は、速やかに理事長へ報告するものとする。

2 その場合、他の団体（国等）の助成額を控除した額に対し、助成基準内で助成するものとする。

(委 任)

第13条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。

この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別表1) 申請等の添付書類

計画承認申請書	助成金交付申請書
<ul style="list-style-type: none">・前年度基準日の林業就業者名簿（別紙1）・上記名簿に記載された者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し	<ul style="list-style-type: none">・算定基準日の林業就業者名簿（別紙2）・上記名簿に記載された者基準日において雇用されていることが確認できる資料（事業所別被保険者台帳照会、賃金台帳など）の写し・助成金対象就業者の雇用契約書又は労働条件通知書及び助成対象期間中の給与明細書の写し・賃金規程の写し・その他理事長が必要と認める書類